

事業者各位（建設工事）

枚方市財務部

総合契約検査室

中間前払金制度の導入について

中小建設業を取り巻く厳しい経営環境を踏まえ、受注者の資金調達の円滑化を通じて公共工事の適正な施工の確保を図るため、枚方市では平成26年4月から下記のとおり中間前払金制度を導入しますのでお知らせします。

記

1. 制度の概要

既に前払金（契約金額の40%以内）として支払いをした建設工事において、次の要件を満たしている場合に、保証事業会社の保証を条件として契約金額の20%以内の前払金を追加で支払うことができるものです。

中間前払金は、部分払に比べて手続きが簡素化・迅速化され、認定請求から支払までの期間が短く済むこととなります。

（中間前払金の認定は書類による審査であるため、工事の進捗にも影響することが少なくなります。）

要件等（次の①～⑤の全ての要件を満たすことが必要です。）

- ① 契約金額が200万円以上で、工期が2月以上の工事であること。
- ② 既に前払金（契約金額の40%以内）の支払いを受けていること。
- ③ 工期の2分の1を経過していること。
- ④ 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- ⑤ 工事の進捗出来高が契約金額の2分の1以上の額に達していること。

なお、対象工事の受注者は、原則として部分払と中間前払金のいずれかを、契約締結後に選択（※）するもので、前払金の支払い限度額は1の予算年度内において従来の「前払金2億円」に加えて「中間前払金1億円」となります。

（※）部分払を選択した場合は、中間前払金を請求することはできません。また、中間前払金を選択した場合は、複数年度契約に係る最終年度以外の年度精算の位置付けでの部分払を除き、部分払を請求することはできません。

請求のイメージ

【最終年度以外】

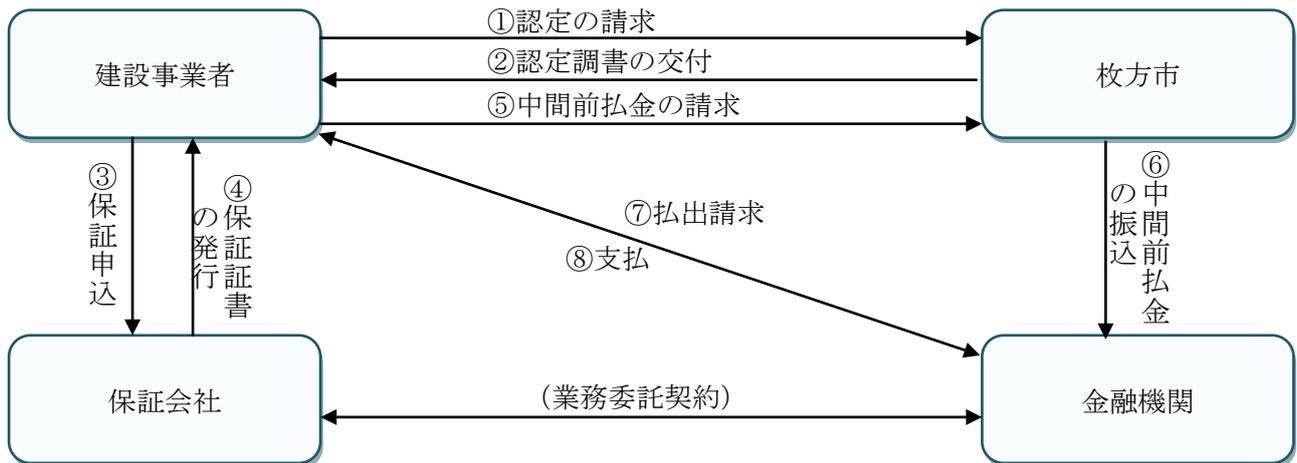
↓工期の2分の1（出来高50%）を超える。		
①前払金（契約金額の40%以内）	②中間前払金 20%以内	③年度精算の位置付け での部分払
	②部分払い	

【最終年度】

↓工期の2分の1（出来高50%）を超える。		
①前払金（契約金額の40%以内）	②中間前払金 20%以内	③完成払
	②部分払い	③完成払

2. 手続き

(1) フロー



(2) 手順

(1) 認定の請求（「中間前金払認定請求書」及び「工事履行報告書」等の提出）

→受注者は、市（担当課）が求める書類一式を揃えて、中間前金払の要件を満たしていることの認定を、市（担当課）に請求します。

(2) 「中間前金払認定調書」の交付

→市（担当課）は、受注者から認定請求（書類）の提出があった後、原則7日以内（閉庁日を除く。）に要件を満たしているか否かを判断し、認定したときは認定調書により通知します。その際は、原則、部分払のような出来高検査は行いませんが、提出を受けた書類に疑義等がある場合は追加資料の提出及び現場立会を求めることがあります。

(3) 保証事業会社への中間前払保証の申込み

→受注者は、保証事業会社に中間前払保証の申込みをし、保証証書の発行を受けます。

(4) 中間前金払の請求書の提出

→受注者は、保証事業会社が発行した「中間前金払保証証書」を添えて、中間前払金の請求書を市（担当課）に提出します。

(5) 中間前払金の振込み

→市は、支払請求を受けた後、20日以内に受注者の預託金融機関に中間前払金を振込みます。

なお、上記に係る各様式については、現行の「建設工事請負契約様式集」に必要となるものを追加した上で、平成26年4月1日以降に総合契約検査室ホームページ内に掲示する予定です。

以上

《問い合わせ先：財務部 総合契約検査室 工事グループ 代表：072-841-1221、内線：3462、3463》

中間前払金制度に関するQ&A

Q. 1 中間前払金制度とは何ですか。

A. 1 契約金額が 200 万円以上の建設工事においては、契約金額の 40%以内の前払金の支払いをすることができますが、一定の要件を満たしている場合に、これに追加して更に契約金額の 20%以内の前払金を支払うことができる制度です。

Q. 2 中間前金払のメリットは何ですか。

A. 2 中間前金払は、部分払と比較し、受注者及び発注者双方の事務を簡素化・迅速化することができます。部分払の場合は、出来高検査が必要になりますが、中間前金払の認定は書類による審査であるため、部分払に比べ検査等に係る手間と時間が大幅に節約されますので、工事の進捗にも影響することが少なくなります。

Q. 3 中間前金払の対象となる工事は何ですか。

A. 3 契約金額が 200 万円以上で、かつ、工期が 2 月以上の工事が対象です。

Q. 4 中間前金払を請求できる要件は何ですか。

- A. 4 A 3 に加え、次の①～④の全ての要件を満たすことが必要です。
- ① 既に前払金（契約金額の40%以内）の支払いを受けていること。
 - ② 工期の 2 分の 1 を経過していること。
 - ③ 工程表により工期の 2 分の 1 を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
 - ④ 工事の進捗出来高が契約金額の 2 分の 1 以上の額に達していること。

Q. 5 中間前金払と部分払との関係はどうなりますか。また、中間前金払の支払限度額はありますか。

A. 5 対象工事の受注者は、原則として部分払と中間前金払のいずれかを、契約締結後に選択するものです。（契約当初での申請等は特に必要ありません。）また、前払金の支払い限度額は 1 の予算年度内において従来の「前払金 2 億円」に加えて「中間前払金 1 億円」となります。

ただし、部分払を選択した場合は、中間前金払を請求することはできません。また、中間前金払を選択した場合は、複数年度契約に係る最終年度以外の年度精算の位置付けでの部分払を除き、部分払を請求することはできません。

Q. 6 実際の工事出来高が予定出来高を下回っていますが、中間前払金の請求はできますか。

A. 6 A 4 の要件を満たしていれば、請求できます。

Q. 7 中間前金払の認定に必要な書類は何ですか。

A. 7 「中間前金払認定請求書」及び「工事履行報告書」を市（担当課）に提出する必要があります。総合契約検査室ホームページ内、「建設工事請負契約様式集」からダウンロードしてください。

Q. 8 中間前払金の支払いまでの期間はどの程度ですか。

A. 8 市（担当課）は、受注者から認定請求（書類）の提出があった後、原則7日以内（閉庁日を除く。）に要件を満たしているか否かを判断し、認定したときは認定調書により通知します。その際は、原則、部分払のような出来高検査は行いませんが、提出を受けた書類に疑義等がある場合は追加資料の提出及び現場立会を求めることがあります。

その後、保証事業会社が発行した「中間前払金保証証書」を添えて、中間前払金の請求書を市（担当課）に提出しますと、その日から20日以内に支払することになっています。

Q. 9 当初契約時に200万円未満であった工事が、変更契約により200万円以上となった場合はどうなりますか。

A. 9 当初契約時の契約金額が200万円未満の工事は前金払の対象とならないため、中間前金払の対象にもなりません。逆に、当初契約時の契約金額が200万円以上の工事が減額変更により、200万円未満となった場合は、中間前金払の対象となります。

Q. 10 変更契約により工期が延長になった場合、要件にある「工期の2分の1」はどうなりますか。

A. 10 変更契約後の工期（延長後の工期）の2分の1とします。

Q. 11 契約金額が変更（増額・減額）された場合、中間前金払はどうなりますか。

A. 11 中間前払金の割合は契約金額の20%以内であり、かつ当初の前払金との合計が60%を超えることはできません。

（1）増額変更の場合

「変更後の契約金額×60%－受領済みの前払金＞変更後の契約金額×20%」なので、「変更後の契約金額×20%」が中間前払金の額となります。

（例）契約金額が1,000万円、増額変更200万円、前払金400万円

$$12,000,000円 \times 60\% - 4,000,000円 > 12,000,000円 \times 20\%$$

$$(3,200,000円 > 2,400,000円)$$

→ **中間前払金請求可能額：2,400,000円**

（2）減額変更の場合

「変更後の契約金額×60%－受領済みの前払金＜変更後の契約金額×20%」なので、「変更後の契約金額×60%－受領済みの前払金」が中間前払金の額となります。

（例）請負金額が1,000万円、減額変更200万円、前払金400万円

$$8,000,000円 \times 60\% - 4,000,000円 < 8,000,000円 \times 20\%$$

$$(800,000円 < 1,600,000円)$$

→ **中間前払金請求可能額：800,000円**